

令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業 タブレット端末等の賃貸借に係る仕様書

1 概要

本書は府立学校においてICT活用推進のために使用する指導者用タブレット端末等の機器及びその保守・管理に係る仕様等について記したものである。

2 業務の詳細

(1) 仕様及び台数

別添1「調達機器一覧」のとおり

(2) 納入場所及び台数

別添2「納入場所一覧」のとおり

(3) 賃貸借期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで（5年間）

(4) 納品期限

令和3年10月31日

(5) 保守及び運用サポート

別紙「保守・サポート仕様書」のとおり

(6) 研修会の実施

納入後、以下ア～ウの研修会を実施すること。

なお、日時については京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び別添2に掲げる学校（以下「学校」という。）と調整することとし、講師謝金、旅費、資料印刷代その他研修会の実施に係る経費については、全て受注者の負担とする。ただし、会場については教育委員会で手配する。

ア タブレット端末の利活用に関する研修

・機器納品前に、学校に当該校の管理職及び教職員を対象として、以下の内容の研修を2回以上（うち1回は管理職、1回は教職員）実施すること。なお、各研修については、対象者の参加状況により、最大2回実施する（合計で最大4回実施する）。

・授業での活用や教材作成等をイメージできるよう、タブレット端末の基本的な操作や機能、プロジェクタに画面転送装置を用いて無線接続して投影した際の活用方法やアプリケーションの活用方法等について、実際の活用事例を交えて説明すること（プロジェクタ、画面転送装置については教育委員会で手配する）。

・タブレット端末を学校で利用するにあたって想定されるトラブルの対処法

などを取り入れ、導入する際に懸念される要素をカバーする内容とすること。
・受講者が実際に体験しながら学ぶことができるよう、ワークショップ等の形式で実施すること。

イ タブレット端末の管理に関する研修

- ・機器納品前に、学校のタブレット端末管理者及び教育委員会担当者を対象に以下の内容の研修を実施すること。なお、本研修については、対象者の参加状況により、最大2回実施すること。
- ・導入するタブレット端末の設計内容について説明すること。
- ・MDMを利用した端末管理の方法等、タブレット端末の運用及び管理に必要な操作について、デモ環境を準備のうえ実施すること。

ウ フォローアップ研修

- ・タブレット端末の運用開始後、教育委員会及び学校担当者からのヒアリングや別添「保守・サポート仕様書」の2に定める定例会等において把握した課題に基づき、必要と思われる研修内容（テーマ、対象者など）を提案し、教育委員会との合意の上で実施すること。
- ・研修は原則としてワークショップ形式により実施すること。
- ・研修にあたっては、学校においてタブレット端末による授業を実施したことがある者を講師にする等、実践を重視した研修を実施すること。
- ・本研修については5年間で合計10回以上実施するものとし、実施時期、対象及び場所等は教育委員会と協議の上決定すること。なお、内容によっては教育委員会及び昨年度以前のスマートスクール推進事業契約業者と調整の上、昨年度以前の同事業におけるフォローアップ研修との合同開催も可能とすること。

なお、この場合、昨年度以前の同事業に係る仕様書及び本仕様書に定める規定研修回数の両方について実施したこととする。

エ 研修動画提供

- ・受注者は、端末が導入される各学校での校内研修が円滑に実施できるよう、上記ア～ウの各研修内容に関連付けられた動画コンテンツを提供すること。
- ・イの「タブレット端末の管理に関する研修」の関連付けられた動画コンテンツとして、Apple School Manager と MDM の端末管理の動画を含むこと。

提供形態については、各学校での動画視聴のログが収集できる環境も含めて提供すること。

オ 研修立案と研修実施者の資格

- ・受注者は、契約期間において実施すべき研修内容を教育委員会と定期的に協議を実施（原則1回/月）し、基礎研修、応用研修、技術研修などを本事業の実施状況を考慮した上で適宜最適な研修内容を提案すること。

また、Apple professional learning 及び Apple distinguish Educator の認定者（過去認定でも可。）を研修実施者に含むこと。

3 特記事項

- (1) 以下の規程について遵守すること。
 - ア 京都府情報セキュリティ基本方針
 - イ 京都府情報セキュリティ対策基準
 - ウ 京都府教育情報ネットワークシステム（京都みらいネット）に関する情報セキュリティ実施手順
 - エ 京都府教育情報ネットワークシステム利用規程（京都みらいネット利用規程）
 - オ 京都府立学校情報セキュリティ対策基準
- (2) 通信回線の品質及びサービスの提供については移動体通信事業者（移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者のことをいう。以下同じ。）が責任を持つこと。
- (3) 見積には、タブレット端末本体及び付属品の賃借料、通信料、ユニバーサルサービス料、導入ソフトに係る経費、機器の納入費用、梱包費用、設定費用、保守費用、機器の引取費用その他必要な経費すべてを含むこと。
- (4) 見積の作成に係る費用については、すべて事業者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

(別添1)

**令和3年度府立学校スマートスクール推進事業
タブレット端末等の賃貸借業務
調達機器一覧**

1 導入内容

(1)ー1 タブレット端末①

ア 総 数

554 台

イ 本体仕様

項目	仕様
OS	iOS14 (日本語版) 相当以上
記憶容量	SSD32GB 以上
サイズ	高さ 250.6mm×幅 174.1mm×厚さ 7.5mm 程度
ディスプレイ	IPS テクノロジー搭載 10.2 インチ (対角) 程度 LED バックライト Multi-Touch ディスプレイ
解像度	2,160 x 1,620 ピクセル程度
本体重量	493g 程度 (バッテリーを含む)
通信機能	Wi-Fi (802.11a/b/g/n/ac)、デュアルバンド (2.4GHz/5GHz)、MIMO 対応 HT80
駆動時間	連続 9 時間以上 (Wi-Fi 接続時)
その他	Automated Device Enrollment (ADE) に対応している こと。
参考型番	iPad LTE 10.2inch(第8世代)

ウ 通信回線

タブレット端末が場所や時間を選ばず、安全に使用できることを前提に、以下に定める通信回線を用意すること。

- ① データ通信回線の定額料金プランであること。
- ② 日本国内の利用可能地域の人口カバー率は LTE 回線において 75%以上であり、3G 回線において 99%以上であること。
- ③ 1 回線あたりの月間通信容量は LTE で 20GB を保証し、これを超える利用があった場合には以降月末まで最大通信速度 128kbps のベストエフォート型通信を保証すること。ただし、通信容量の超過に伴う追加経費は発生しないこと。

- ④ その他モバイル通信サービスを利用する上で必要となるものについては、全て調達するものに含めること。
- ⑤ 回線契約にあたり、関係機関への申請、取得、接続後に必要な手続きは、受注者が行うこととし、その費用も受注者が全て負担すること。

(1)－1 タブレット端末②

ア 総 数

77 台

イ 本体仕様

項目	仕様
OS	iOS14（日本語版）相当以上
記憶容量	SSD32GB 以上
サイズ	高さ 250.6mm×幅 174.1mm×厚さ 7.5mm 程度
ディスプレイ	IPS テクノロジー搭載 10.2 インチ（対角）程度 LED バックライト Multi-Touch ディスプレイ
解像度	2,160 x 1,620 ピクセル程度
本体重量	495g 程度（バッテリーを含む）
通信機能	Wi-Fi（802.11a/b/g/n/ac）、デュアルバンド（2.4GHz/5GHz）、MIMO 対応 HT80
駆動時間	連続 9 時間以上（Wi-Fi 接続時）
その他	Automated Device Enrollment (ADE) に対応していること。 メーカー純正の端末保証を付帯すること。
参考型番	iPad 10.2inch(第8世代)

(1)－2 キーボード一体型ケース及び保護シート

ア 総 数

631 台

イ 本体仕様

項目	仕様
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)－1 のタブレット端末①及び②に対応していること。 ・タブレット端末の全周囲を保護できること。 ・対応するフィルムが付属されていること。 ・Smart Connector によりタブレット端末との接続が可能であること（Bluetooth による接続は不可）。

耐衝撃性	MIL-STD-810G 相当の耐衝撃性を有すること。
フィルム仕様	気泡軽減、指紋防止であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースを装着した状態でタブレット端末の全てのインターフェースが利用可能であること。 ・ カメラ部分は常時覆われていないこと。 ・ スタンド機能を有すること。 ・ (1)－3のタブレット端末用ペンを収納可能なホルダーが付属していること。 ・ キーボードは JIS キーであること。 ・ 利用に際して専用ソフトウェアや設定を必要とせず、装着した直後にキーボード入力ができること。 ・ 耐水性、防塵性を保有していること。 ・ スクリーンショットのショートカットキーがあること。 ・ 3年間のメーカー保証があること。
参考型番	ロジクール Rugged Combo3 IK1054BB

(1)－3 タブレット端末用ペン

ア 総 数

631 本

イ 本体仕様

項目	仕様
基本仕様	(1)－1のタブレット端末①及び②に対応しており、ペアリングなしで使用が可能であること。
サイズ	長さ 163mm 程度
本体重量	20g 程度
稼働時間 (最大充電時)	7.5 時間程度
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末に専用ソフトウェア等をインストールすることなく使用可能であること。 ・ 傾斜感度により、線の太さを動的に調節可能であること。 ・ 有線接続 (Lightning) 充電が可能であること。 ・ 不使用时の自動電源オフ機能を備えていること。 ・ ペンの電池残量が少ない場合に、確認が可能であること。
参考型番	ロジクール Crayon iP10

(2) タブレット端末管理用端末

ア 総 数

27 台

イ 本体仕様

項目	仕様
OS	Mac OS Big Sur 相当以上
CPU	Apple M1 チップ 4 つの高性能コアと 4 つの高効率コアを搭載した 8 コア CPU 7 コア GPU 以上
サイズ	高さ 16.1mm×幅 304.1mm×奥行 212.4mm 程度
ディスプレイ	Retina ディスプレイ 13.3 インチ以上
解像度	2,560 x 1,600 ピクセル程度
ストレージ	256GB 以上
付属品	30W USB-C 電源アダプタ USB-C 充電ケーブル (2m)
その他	ネットワーク有線接続用アダプタ iPad 有線接続用ケーブル
参考型番	Apple 社 MacBook Air 13.3 インチ MGN63J/A USB-C to GigabitEthernet アダプタ F2CU040BTBLK USB-C - Lightning ケーブル(1 m) MX0K2FE/A

(3) 端末管理用ソフト (MDM)

ア 総 数

631 台×5年ライセンス

イ 本体仕様

イ 本体仕様

項目	仕様
基本仕様	(1) - 1 のタブレット端末①及び②にインストールし、タ ブレット端末の一括管理が可能な管理ソフトウェア (2) 昨年度以前のスマートスクール推進事業契約にて導入 済みの端末と一元管理ができること
機能	・ iOS において以下の機能を有すること。 (a) 端末管理機能

	<ul style="list-style-type: none"> (b) アプリ配信管理機能 (c) 端末位置情報の取得 (d) 不正改造 (JailBreak) 検知機能 (e) 端末のリモートワイプ及びリモートロック • Volume Purchase (VP) で購入したアプリケーションのライセンス割当が可能であること。 • Automated Device Enrollment (ADE) に対応していること。 • Apple School Manager (ASM) に対応していること。 • Apple TV デバイス管理に対応していること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • MDM プロファイルが削除された場合でも、構成プロファイルを配信出来る機能を有していること。 • 運用上で変更が多く見込まれる設定を管理者が MDM の操作のみで変更出来るよう、上記とは異なるプロファイル配信の仕組みを有していること。 • 管理画面は特別な管理ソフトウェアを必要とせず、web ブラウザ上にて動作可能であること。 • 京都府教育委員会において過去に導入した MDM との統合的な管理が可能であること。
参考型番	株式会社インヴェンティット MobiConnect for Education

(4) Web フィルタリング

ア 総 数

631 台×5年ライセンス

イ 本体仕様

項目	仕様
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> • (1)-1 のタブレット端末①及び②にインストールして動作する、エンドポイントの通信フィルタリングシステムであること。 • クラウド型かつ DNS レイヤーでの対策を行う Web フィルタリングシステムであること。 • 管理画面が Web ブラウザ上で閲覧可能であること。
機能	以下の機能を有すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリ毎の Web ページの閲覧制限 ・40 個程度のカテゴリ ・専用の Web ブラウザアプリによらないフィルタリング機能 ・Wi-Fi 接続及び通信回線接続 (Cellular 回線) の両方に対するフィルタリング機能 ・管理画面でのアクセスログ、ブロックログの表示
参考型番	ソリトンシステムズ株式会社 Soliton DNS Guard

2 設計及び設定作業

(1) 設計作業

タブレット端末及び端末管理用ソフトウェア等、昨年度以前のスマートスクール推進事業契約にて導入をした機器同様の設計、同様管理となるよう差異のないようにヒアリングを行い、最適な設計を実施すること。

(2) 設定作業

タブレット端末及び端末設定ソフトウェア等について、下記の設定作業を実施すること。

ア タブレット端末への最新 OS のインストール

イ (1)で確定した設計内容のタブレット端末及び端末管理用ソフトウェアへの設定

ウ 端末におけるインターネットへの接続設定

ネットワーク側の設定については業務範囲外とする。

なお、ネットワーク設定が完了している学校については、接続を行うための必要な情報についてすみやかに教育委員会に提供すること。

(3) その他

以下の作業については、設計及び設定作業の業務範囲外とする。

ア 上記以外のアカウント設定と年次更新作業

イ 運用開始後の OS 及びアプリケーションのアップデート作業

ウ 運用開始後に教育委員会及び各学校の都合で生じたタブレット端末及びアプリケーションの設定変更

3 完成図書

受注者は、納品時に以下の図書を電子データで提出すること。

ただし、具体的内容については、教育委員会と協議の上作成すること。

区分	概要	提出先	
		教育委員会	各学校
基本設計書	以下の内容を含むこと。 ・タブレット端末及び端末管理ソフトウェアの設計内容 ・設定情報一覧（シリアル番号等を含む）	1部	1部ずつ
実務手順書	Apple School Manager、及びMDMについて、初期設定時及び導入後に発生しうる作業に関する手順書で、以下の内容を含むこと。 ただし、作成にあたっては、実際の作業画面のキャプチャ等を用いるなど、タブレット端末の管理を初めて行う者でも容易に設定が行えるよう工夫を行うこと。 (a) アプリケーションの追加・削除・アップデート (b) OSのアップデート (c) 管理ツールやアカウントのアップデート (d) 設定情報の追加・変更・削除 (e) 故障時の対応	1部	1部ずつ
動作確認実施報告書	納入機器の動作確認を行い、正常に動作することを確認したことを証する書類	1部	1部ずつ

4 納入条件

- (1) 納入するタブレット端末は市販されている物とし、改造及びカスタマイズは不可とする。なお、機器は参考型番以外の製品でも可とするが、その場合は入札説明書に示す期間内に同等品申請をし、承認を得た物に限る。
- (2) 必要なソフトウェアはすべて端末にインストールすること。
- (3) 導入するソフトウェアについては、賃貸借期間において適切なライセンス契約を締結する等、利用できるように適切な措置を行うこと。また、当該ソフトウェアについて利用料が発生する場合、その利用料は見積に含むこと。
- (4) タブレット端末には(1)－2のキーボード一体型タブレットケースを装着し、保護シート、貼付して納品すること。

- (5) 受注後、通信キャリアは納品日までの間に、各学校における LTE 回線及び Wi-Fi 回線の電波状況について現地調査を行い、その結果を発注者へ報告するとともに、電波状況の不安定等が確認された場合は、速やかに改善措置を行うこと。なお、改善措置の方法等については、教育委員会と協議すること。
- (6) 機器の調達、納品及び設定その他納入に係る費用についてはすべて受注者の負担とする。
- (7) 納入する全ての機器に管理、識別可能なようにラベル（テプラシール等）を貼付すること。ラベルの場所及び記載する情報等については、教育委員会が別途指示する。
- (8) 機器の搬入経路や設置箇所等について、教育委員会及び学校担当者の指示に従うこと。また、搬入に際しては必要に応じ養生等を行うこととし、建物等への損害を与えた場合には受注者の責任において原状回復すること。
- (9) 納入場所までの輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用は、すべて受注者が負担すること。
- (10) 機器等の梱包は受注者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認すること。また、搬入に係る梱包資材等の不要物については、受注者が持ち帰ることとし、受注者の責任において適切に処分すること。
- (11) 物品の搬入後、担当者の指示に従い動作確認を行うこと。ただし、動作確認及び動作確認に必要な機器等に係る費用は、すべて受注者が負担すること。
- (12) 納品完了後、担当者の検査を受けることとし、これに合格したことをもって検収とする。
- (13) 受注者は検収後 1 年以内において、納入物品の設計・製造等に起因する不具合が生じた場合、修理または交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担することとする。
- (14) 契約満了後、タブレット端末の初期化作業は各学校にて行うこととするが、初期化に係る手順や方法等に関する問い合わせに対応する等、当該作業に係るサポートを行うこと。
- (15) 物品の返却については、梱包資材等については受注者において用意すること。また、返却場所までの輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用は、すべて受注者が負担すること。
- (16) AppleCare OS Support については、教育委員会が別途契約を行うため、見積には含めないこと。

別紙

令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業 タブレット端末等の賃貸借業務

保守・サポート仕様書

1 及び 2 の保守対応及び運用サポートを実施することとし、教育委員会及び各学校担当者の問い合わせ窓口を設置すること。なお、問い合わせ窓口においては、その内容にかかわらず同一の窓口（連絡先）での対応が可能であること。

1. 保守対応

(1) 保守対象

ア 調達機器一覧の 1 導入内容、(1)-1①及び②に掲げるタブレット（ただし、同梱の AC アダプタ及びケーブルは対象外とする。）及び通信回線
イ 別途調達し、教室に設置した Apple 社製の画面転送装置（問い合わせ対応のみで、故障対応は不要）

(2) 保守期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

(3) 対応時間

土、日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 保守内容

業務名	サービスレベル
問い合わせ 対応	(1)～(3)の条件で、教育委員会及び学校担当者からの保守対象に関する問い合わせに対応すること。 (1) 電話及び電子メールによる問い合わせに対応していること。 (2) 保守対象の不具合に対しては、不具合の原因を特定し、回復措置の提案を行うこと。 (3) 対応にあたっては、必要に応じメーカーに問い合わせる等を行うこと。ただし、1 (1)イの画面転送装置については、教育委員会よりメーカー等への問合せ等を行うので、教育委員会へ報告すること。
故障対応	(1) 1-(1)アに掲げる機器及び通信回線の不具合に対して、無償で修理・交換を行うこと。

	<p>ただし、1-(1)②については、同一端末にて年間2回までの故障交換を可能とし、それ以上の交換については、別途教育委員会に相談のうえ、対応を決定するものとする。</p> <p>(2) 利用者の過失による故障（落下破損・水濡れ等）に対する修理・交換に対応していること。</p> <p>ただし、1-(1)②については、同一端末にて年間2回までの故障交換を可能とし、それ以上の交換については、別途教育委員会に相談のうえ、対応を決定するものとする。</p> <p>なお、上記の修理・交換については、以下の条件を満たすこと。</p> <p>① MDM を利用して修理機・交換機に設定情報を流し込み、「教育委員会が指定の環境※」にセットアップを行うこと。</p> <p>※ 「教育委員会が指定の環境」とは、「引き渡し後から初回定例会までは「導入時の環境」を、「初回定例会後」は「直前の定例会で更新された環境」をいう。</p> <p>② 修理・交換機については、カバーの装着及び保護シールの貼付を行い、学校へ納品すること（カバー・保護シールについても、別途費用が発生しないようにすること。）。</p> <p>③ 窓口が問い合わせを受け付けてから9営業日を目安に、修理・交換機の発送及び環境のセットアップを完了させること。</p> <p>④ 無償での修理に際しては、修理時の端末の回収・納品等に付随する諸費用についても全て受注者が負担すること。</p> <p>⑤ (2)の利用者の過失による故障については、有償での修理対応も可とするが、その請求については本業務に係る請求とは別途行うこと。</p>
紛失対応	<p>(1) タブレット端末の紛失に対して、端末あたり、6ヶ月に1回まで無償で交換機を手配すること。なお、交換機については、あらかじめMDMを利用して交換機に設定情報を流し込み、「教育委員会が指定の環境」にセットアップした状態で学校に納品すること。</p> <p>(2) 上記期間内に再度同一端末にて紛失が発生した場合には、有償での交換機の手配に応じること。</p> <p>(3) 交換機については、窓口が問い合わせを受け付けてから9営業日を目安に、発送及び環境のセットアップを完了させること。</p> <p>※ただし、1-(1)②については、紛失対応は含まないものとし、紛失の場合には個別に教育委員会に相談のうえ、対応を行うものとする。</p>
バッテリー交換	<p>運用から1年以上が経過したタブレット端末について、メーカーが規定する条件（フル充電サイクルを1,000回繰り返した時に、本来の</p>

	<p>容量の最大 80 パーセントを維持していること) を満たさない場合は、無償にてバッテリーの交換を行うこと。</p>
<p>打ち合わせの実施</p>	<p>1 年間に 2 回程度、教育委員会及び各学校の担当者を対象に、保守対象の設定環境に関する打ち合わせを行い、打ち合わせで確定した環境に基づいて代替機及び交換機の設計を行うこと。</p> <p>本打ち合わせの対象には 1 (1) 保守対象のア及びイを含み、必要に応じてイの契約業者ともヒアリング等を行うこととし、代替機及び交換機における当該画面転送装置への接続に関する設計等も業務に含むこととするが、イの画面転送装置本体の設定については業務対象に含まない (教育委員会より当該契約業者へ依頼する)。</p> <p>ただし、原則として打ち合わせについては、昨年度以前のスマートスクール推進事業実施校と合同で開催することとし、実施内容については昨年度以前の同事業契約業者とも調整を行うこと。また、打ち合わせで確定した環境の設計等についても、昨年度以前の同事業と支障を来さないように調整を行うこと。</p> <p>なお、打ち合わせについては以下の条件で実施することとする。</p> <p>(1) 打ち合わせの日程及び場所等については教育委員会と調整すること (1 回の打ち合わせにつき、府内の南北 2 会場で異なる日程で開催することもありうる)。</p> <p>(2) 打ち合わせの実施に係る費用は全て受注者の負担とすること。ただし、会場については教育委員会で手配する。</p> <p>(3) 打ち合わせで更新する設定環境は最大で 2 種類とする。</p> <p>(4) 打ち合わせ後、端末、MDM 及びアプリケーション等についての確定した環境への更新作業に係る実施手順書を作成し、教育委員会及び各学校の担当者に配布すること。なお、作成にあたっては、実際の作業画面のキャプチャ等を用いるなど、タブレット端末の管理を初めて行う者でも容易に設定可能なような工夫を行うこと。</p>
<p>業務報告</p>	<p>毎月 1 回、翌月末までに、以下の事項について教育委員会に報告すること。</p> <p>(1) 当該期間における問い合わせ数、内容及びその内訳</p> <p>(2) 当該期間における修理及び交換実績</p> <p>ただし、調達機器でウイルス感染が発生した場合は、速やかに復旧に努め、必要な対策及び感染経路の追求を実施し、教育委員会及び当該学校に報告すること。</p>

2. 運用サポート

(1) 対象期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(2) 対応時間

土、日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前9時から午後5時まで

(3) 業務内容

業務名	サービスレベル
問い合わせ 対応	教育委員会及び学校担当者からのタブレット端末の障害、操作方法、Apple社製のアプリケーション、MDM、フィルタリングソフト及び別途調達し、教室に設置したApple社製の画面転送装置の操作方法に関する問い合わせに対応すること。 電話及び電子メールによる問い合わせに対応していること。
定例会 の実施	5年間で合計10回以上、教育委員会及び学校担当者を対象に、導入したサービスに関する定例会を実施し、当該定例会までの期間における問い合わせ状況や更新情報等をまとめて報告するとともに、教育委員会及び学校担当者から課題をヒアリングし、定例会開催後1箇月以内に解決策をまとめ、教育委員会へ報告すること。課題が導入済み製品のみで解決出来ない場合は、未導入製品の追加導入を含めて解決策を検討すること。 なお、定例会については以下の条件で実施することとする。 (1) 定例会の日程及び場所等については教育委員会と調整すること。 (2) 定例会の実施に係る費用は全て受注者の負担とすること。ただし、会場については教育委員会で手配する。 (3) 導入された製品（Microsoft社の製品も含む）について、教育現場にとって有益なソフトウェアやサービスが製品のアップデートなどで提供された場合、情報提供を行うとともに、発注者のMicrosoftアカウントの活用方法等について発注者側からの依頼があれば、適宜アドバイスすること。アドバイザーはiPadおよびMicrosoftの両製品の設計、導入、運用経験実施者であること。 (4) 定例会での決定事項に基づき、本仕様書2(6)ウに定めるフォローアップ研修の企画・提案を行うこと。 (5) 内容によっては、教育委員会及び昨年度以前のスマートスクール推進事業契約業者と調整の上、昨年度以前の同事業におけるフォローアップ研修との合同開催も可能とする。なお、この場合の

	各仕様書に定める所定研修回数の数え方については、本仕様書 2 (6)ウに定めるフォローアップ研修に準ずることとする。
業務報告	毎月 1 回、翌月末までに、以下の事項について教育委員会に報告すること。 (1) 当該期間における問い合わせ数、内容及びその内訳 (2) (1)の問い合わせに対する受注者からの回答 (3) 当該期間における更新情報の一覧 (4) 当該期間における端末ごとの利用通信データ量